



2025 年 7 月 31 日

各 位

会社名 日本食品化工株式会社
代表者名 代表取締役 社長 荒川 健
(コード番号 2892 東証スタンダード)
問合せ先 総務人事部長 山本 浩章
(TEL. 0545-52-3781)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 31 日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 8 月 21 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 23,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,500 円
(4) 処分総額	82,250,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役（執行役員を兼務しない取締役、受入出向者および国内非居住者を除く。）および執行役員（受入出向者および国内非居住者を除く。）（以下、併せて「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、「役員報酬 B I P 信託」（以下、「B I P 信託」という。）を活用した業績連動型株式報酬制度の導入について、2025 年 4 月 30 日開催の取締役会において決議し、同年 6 月 26 日開催の第 104 期定時株主総会において承認を受けております。なお、B I P 信託の概要については、2025 年 4 月 30 日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P 信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.37%（小数点第3位を四捨五入、2025年3月31日現在の総議決権個数49,044個に対する割合0.48%）となります。

本自己株式処分に係る当社株式は、株式交付規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年7月30日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である3,500円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員全員（4名にて構成。うち3名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上